

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(12)

目 次

規 則	
○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則	1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第31号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第33条中「第47号様式の3」の次に「、条例附則第5条の11第1項の規定による申請書の様式は第47号様式の4、条例附則第5条の13第1項の規定による申請書の様式は第47号様式の5」を加える。

第35条中「又は第 203条第1項」を「、第 203条第1項、条例附則第5条の10第1項又は条例附則第5条の12第1項」に改める。

第44条の表の(8)の項中「又は法」を「、法」に改め、「第73条の25第1項」の次に「又は条例附則第5条の16第1項」を加え、同表の(9)の項中「又は」を「若しくは」に改め、「第15条第4項前段」の次に「又は条例附則第5条の14第2項」を加え、同表の(10)の項中「又は」を「若しくは」に改め、「第15条第4項後段」の次に「又は条例附則第5条の14第3項」を加え、同表の(11)の項中「又は」を「若しくは」に改め、「第15条の3第3項」の次に「又は条例附則第5条の15第2項」を加え、同表の(12)の項中「又は法」を「、法」に改め、「第73条の27第1項」の次に「又は

条例附則第 5 条の 17 第 4 項」を加える。

第 47 条第 1 項の表を次のように改める。

ゴルフ場の規模	利用料金	等級
ホール数が 18 以上のゴルフ場	13,500 円以上	1 級
	11,500 円以上 13,500 円未満	2 級
	9,500 円以上 11,500 円未満	3 級
	8,000 円以上 9,500 円未満	4 級
	6,500 円以上 8,000 円未満	5 級
	5,500 円以上 6,500 円未満	6 級
	4,500 円以上 5,500 円未満	7 級
	4,500 円未満	8 級
ホール数が 18 未満のゴルフ場	13,500 円以上	2 級
	11,500 円以上 13,500 円未満	3 級
	9,500 円以上 11,500 円未満	4 級
	8,000 円以上 9,500 円未満	5 級
	6,500 円以上 8,000 円未満	6 級
	5,500 円以上 6,500 円未満	7 級
	4,500 円以上 5,500 円未満	8 級
	4,500 円未満	9 級

第 47 条第 2 項中「次の表」を「前項の表」に、「軽減された利用料金」を「利用料金（この場合において、「利用料金」とあるのは「軽減された利用料金」と読み替えるものとする。）」に改め、同項の表を削る。

第 6 号様式の備考及び第 7 号様式の備考中「60 日」を「3 月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第 8 号様式の備考中「60 日」を「3 月」に改め、第 9 号様式の備考、第 10 号様式(1)の備考及び第 10 号様式(2)の（裏）中「60 日」を「3 月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第 11 号様式中

算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。

3 2の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改め、第12号様式(1)の(裏)中「60日」

を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第12号様式(2)の(表)中「60日」を「3月」に改め、第12号様式(3)の(裏)及び第12号様式(4)の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第21号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第22号様式の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第23号様式(1)の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第23号様式(2)の備考、第23号様式(3)の備考及び第25号様式(1)の備考中「60日」を「3月」に改め、第26号様式の備考、第27号様式の備考、第28号様式及び第30号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第30号様式の2中

備考	<p>算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。</p> <p>3 2の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	--

を

備考	<p>算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	---

に改め、第33号様式の備考、第36号様式の備考及び第38号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第40号様式の備考及び第40号様式の2の備考中「60日」を「3月」に改め、第41号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第42号様式の2の2の備考中「60日」を「3月」に改め、第42号様式の4の備考及び第45号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第46号様式の備考の2を次のように改める。

- 2 個人事業税、自動車取得税、軽油引取税及び鉦区税の減免申請については、個人番号（法人番号）の記入は必要ありません。

第46号様式の備考に次のように加える。

- 3 自動車税の減免申請については、自動車税の年税額に対する減免申請の場合のみ、個人番号（法人番号）を記入してください。

第47号様式の3の次に次の2様式を加える。

第47号様式の4（第33条関係）

不動産取得税減免申請書			
富山県総合県税事務所長 殿		年 月 日	
納税者		印	
氏 名			
個人番号			
住 所			
富山県税条例附則第5条の11第1項の規定により、次のとおり不動産取得税の減免を受けたいので、別紙証明書を添付して申請します。			
家屋	所在地		
	家屋番号		
	種類		
	構造		
	床面積	平方メートル	
	取得年月日	年 月 日	取得原因
摘要			

備考

- 1 「種類」欄には、住家、店舗、工場、倉庫及び雑種家屋の別を記載してください。
- 2 「構造」欄には、木造家屋については平屋又は2階建等の別を、木造以外の家屋については鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが及びコンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）の別を記載してください。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 当該住宅が富山県税条例附則第5条の10第1項第1号又は第2号に掲げる住宅に該当することを明らかにする書類
 - (2) 当該住宅が地方税法施行令（以下「令」という。）第37条の18第1項に定める床面積の上限を超えないとしたならば地方税法（以下「法」という。）第73条の14第3項の規定の適用を受けることとなる住宅である

場合においては、令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

- (3) 当該住宅が令第37条の18第1項に定める床面積の上限を超えないとしたならば法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなる住宅である場合においては、同項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に令第37条の18第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

第47号様式の5（第33条関係）

不動産取得税減免申請書			
		年 月 日	
富山県総合県税事務所長 殿			
納税者			
氏 名			印
個人番号			
住 所			
富山県税条例附則第5条の13第1項の規定により、次のとおり不動産取得税の減免を受けたいので、別紙証明書を添付して申請します。			
土地	所在		
	地番		
	地目		
	地積	平方メートル	
	取得年月日	年 月 日	取得原因
上記土地に係る住宅の取得年月日	年 月 日	住宅の床面積	平方メートル
摘要			

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、富山県税条例附則第5条の11第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができます。

- (1) 当該住宅が富山県税条例附則第5条の10第1項第1号又は第2号に掲げる住宅に該当することを明らかにする書類
- (2) 当該住宅が地方税法施行令第37条の18第1項に定める床面積の上限を超えないとしたならば地方税法第73条の14第3項の規定の適用を受けることとなる住宅である場合においては、地方税法施行令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

第49号様式(1)の備考中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、第49号様式(2)の備考、第49号様式(3)の備考及び第49号様式(4)の備考中「60日」を「3月」に改め、第49号様式の2(1)の備考、第49号様式の2(2)の備考、第49号様式の2(3)の備考、第50号様式の備考、第51号様式の2の備考、第51号様式の5(1)の備考、第51号様式の5(2)の備考、第51号様式の5(3)の備考、第51号様式の5(4)の備考、第51号様式の5(5)の備考、第51号様式の5(6)の備考、第51号様式の7の備考、第51号様式の12の備考、第51号様式の13(1)の備考、第51号様式の13(2)の備考、第51号様式の15の備考、第51号様式の16の備考、第51号様式の17の備考及び第51号様式の22(1)の備考中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、第51号様式の22(2)中

備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求(異議申立て)をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た場合に限り、当該裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決(決定)を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求(異議申立て)があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決(決定)がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	---

を

備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	--

に改め、第51号様式の22(5)の備考、第51号様式の25の備考及び第51号様式の29の備考中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、第51号様式の34(1)中

備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	---

を

備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	--

に改め、第51号様式の40(1)の備考、第51号様式の41(1)備考、第51号様式の42の備考、第51号様式の44の備考及び第51号様式の45の備考中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第51号様式の46中

備考	<p>書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求（異議申立て）をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た場合に限り、当該裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決（決定）を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求（異議申立て）があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
----	--

を

書を受け取つた日の翌日から起算して 3 月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改め、第 61 号様式の 4 の備考及び第 61 号様式の 6 の備考中「60 日」を「3 月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削り、第 62 号様式の備考中「60 日」を「3 月」に改め、第 62 号様式の 3 (1) の備考、第 62 号様式の 3 (2) の備考、第 62 号様式の 4 (1) の備考、第 62 号様式の 4 (2) の備考、第 62 号様式の 5 (1) の備考、第 62 号様式の 5 (2) の備考及び第 63 号様式の備考中「60 日」を「3 月」に改め、第 67 号様式(1)の（裏）、第 67 号様式(2)の（裏）、第 67 号様式(3)の（裏）及び第 67 号様式の(4)の（裏）中「60 日」を「3 月」に改め、第 74 号様式(1)の（裏）及び第 74 号様式(2)の（裏）中「60 日」

を「3 月」に改め、第 79 号様式(1)中

上記土地に係る耐震基準適合既存住宅の所有者

を

上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の所有者

に改め、同様式の備考の 1 の項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改め、同様式の備考の 2 の項中「耐震基準適合既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同様式の備考の 3 の項を削り、同様式の備考の 4 の項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改め、同項を同様式の備考の 3 の項とし、同様式の備考の 5 の項を同様式の備考の 4 の項とする。

第 79 号様式(6)の次に次の 2 様式を加える。

第 79 号 様 式 (7) (第 44 条 関 係)

富山県総合県税事務所長 殿		年 月 日	
申告者		印	
住 所			
氏 名			
個人番号			
年度不動産取得税徴収猶予申告書			
次のとおり不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、富山県税条例附則第 5 条の 16 の規定により別紙証明書類を添付して申告します。			
徴収猶予	申告税額	円	申告期間
			年 月 日から 年 月 日まで
家屋	所在地		
	家屋番号		
	種類		
	構造		
	床面積	平方メートル	
取得年月日	年 月 日		
耐震改修工事	着工予定 年月日	年 月 日	完成予定 年月日
摘要			

備考

- 「種類」欄には、住家、店舗、工場、倉庫及び雑種家屋の別を記載してください。
- 「構造」欄には、木造家屋については平屋又は 2 階建等の別を、木造以外の家屋については鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが及びコンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）の別を記載してください。
- この申告書には、地方税法施行令第 37 条の 18 第 1 項に定める床面積の上限を超えないとしたならば、家屋の取得の日から 6 箇月以内に地方税法第 73 条の 14 第 3 項に規定する耐震基準に適合するものとなるものであることを証明するに足る書類を添付してください。
- この申告書は、不動産取得税申告書を提出する際、併せて 1 通提出してください。

第 79 号 様 式 (8) (第 44 条 関 係)

年 月 日				
富山県総合県税事務所長 殿				
申告者 住 所 氏 名 個人番号				
印				
年度不動産取得税徴収猶予申告書				
次のとおり不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、富山県税条例附則第 5 条の 16 の規定により別紙証明書類を添付して申告します。				
徴収猶予	申告税額	円	申告期間 年 月 日から 年 月 日まで	
土 地	所在	地番	地目	地積 平方メートル
取得年月日		年 月 日		
三世代住宅等建築工事	着工予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日
上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の所有者	住所 (所在地)		上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日	年 月 日
	氏名 (名 称)			

備考

- 1 3 年以内にその土地の上に三世代住宅等を新築する予定でその土地を取得した者は、この申告書の「上記土地に係る耐震基準適合既存住宅の所有者」欄及び「上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日」欄は、記載することを要しません。

- 2 1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得する予定でその土地を取得した者は、この申告書の「三世代住宅等建築工事」欄は、記載することを要しません。
 - 3 この申告書には、1に掲げる者にあつては3年以内にその土地の上に三世代住宅等が新築されることを証明するに足る書類を、2に掲げる者にあつては1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得することを証明するに足る書類をそれぞれ添付してください。
 - 4 この申告書は、不動産取得税申告書を提出する際、併せて1通提出してください。
-

第79号様式の2の備考、第79号様式の2の2の備考及び第79号様式の3の備考中「60日」を「3月」に改め、第80号様式(1)中「耐震基準適合既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第80号様式(7)の次に次の2様式を加える。

第80号様式(8) (第44条関係)

納税通知書 番号					
不動産取得税還付申請書					
富山県総合県税事務所長 殿				年 月 日	
納税者					
住 所					
氏 名					
個人番号					
電話番号					
条例附則第5条の17第4項の規定により、次のとおり不動産取得税に係る徴収金の還付を申請します。					
課税額		減額を受けようとする税額		納付すべき税額	
円		円		円	
年度			納期限		
徴収金	納付すべき額	納付済額	左の額の納付状況		還付されるべき金額
			年月日	金額	
税額	円	円		円	円
延滞金					
合計					
家屋	所在地				
	家屋番号				
	種類				
	構造				
	床面積 平方メートル				
耐震改修工事	着工年月日		年 月 日	完成年月日	年 月 日
	口座振替指定金融機関				
			銀行・金庫	本店・支店	
			組合・農協	支所・出張所	
指定口座	預金種目		1 普通預金	口座番号	
	〔該当する番号を○で 囲んでください。〕		2 当座預金	〔右づめで 記入〕	
口座名義人 (カタカナ)					
摘要					

備考

-
- 1 「種類」欄には、住家、店舗、工場、倉庫及び雑種家屋の別を記載してください。
 - 2 「構造」欄には、木造家屋については平屋又は 2 階建等の別を、木造以外の家屋については鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが及びコンクリートブロック造の別並びに階層（地階を含む。）の別を記載してください。
 - 3 この申告書は、1 通提出してください。
-

第80号様式(9) (第44条関係)

納税通知書番号					
不動産取得税還付申請書					
年 月 日					
富山県総合県税事務所長 殿					
納税者					
住 所					
氏 名					
個人番号					
電話番号					
条例附則第5条の17第4項の規定により、次のとおり不動産取得税に係る徴収金の還付を申請します。					
課税額		減額を受けようとする税額		納付すべき税額	
円		円		円	
年度			納期限		
徴収金	納付すべき額	納付済額	左の額の納付状況		還付されるべき金額
			年月日	金額	
税額	円	円		円	円
延滞金					
合計					
土地	所在		地番	地目	地積
					平方メートル
三世代住宅等建築工事	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日	年 月 日
上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の旧所有者	住所（所在地）		上記土地に係る耐震基準適合既存住宅等の取得年月日	年 月 日	
	氏名（名称）				
口座振替指定金融機関	銀行・金庫 本店・支店 組合・農協 支所・出張所				

指定口座	預金種目 〔該当する番号を○で囲んでください。〕	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	口座番号 〔右づめで〕 記入	
口座名義人 (カタカナ)				
摘要				

第82号様式の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第84号様式の備考、第84号様式の3の備考、第84号様式の4及び第84号様式の5の備考中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、第96号様式の備考、第96号様式の2の備考、第98号様式の2の備考、第101号様式の備考、第101号様式の2の備考及び第102号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第105号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第112号様式の備考、第117号様式の(裏)及び第119号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第122号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第123号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第124号様式の備考、第126号様式の備考、第128号様式の備考、第130号様式の備考及び第132号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第134号様式(1)の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第134号様式(2)の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第134号様式(3)の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第139号様式の備考中「60日」を「3月」に改め、第145号様式の備考及び第147号様式の備考中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、第149号様式(1)の

(裏) 中

- 「 け取った日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該異議申立てをすることができません。
- 3 2の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「 け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求を
することができません。

- 3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の
送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を
被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知
事となります。）この処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該
裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過し
ても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改め、第 149号様

式(2)の(裏)中

「 2 この処分について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、
富山県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分の日
の翌日から起算して1年を
経過したときは、当該異議申立てをすることができません。
3 2の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月
以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）この処
分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ない
で、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると
き。
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

- 「 2 この処分について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、
富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日
の翌日から起算して1年を
経過したときは、当該審査請求をすることができません。
3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以
内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）この処
分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ない
で、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると
き。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改め、第 150号様式

の(裏)中「60日」を「3月」に改め、第 151号様式中

「登録番号		を	「登録番号		氏名	
-------	--	---	-------	--	----	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第46号様式、第80号様式(1)及び第 151号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第47条の規定は、平成28年4月1日以後におけるゴル

フ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)
